報 道 資 料

令和6年6月20日

奈良県県土マネジメント部道路マネジメント課

担当:植谷

TEL (0742)27-7499(直通)

(内線 4150)

国道169号上北山村西原地内の崩土による通行止について(第8報)

4月1日に発生した国道169号(上北山村西原地内)の崩土について、現在、片側交互通行による通行が可能となっていますが、雨量が基準値を超過した場合における通行規制(以下「雨量規制」という。)については、基準値を通常時の1/2で運用をしてきました。

この度、これまで進めてきたボーリング調査の解析結果とこれまでの観測 データを有識者にも確認していただき、その意見も踏まえて、下記のとおり 雨量規制の基準値を緩和する運用を本日から開始します。

記

以下の基準以上の降雨により通行止を実施

(これまで)時間雨量 12.5mm 以上、連続雨量 55mm 以上

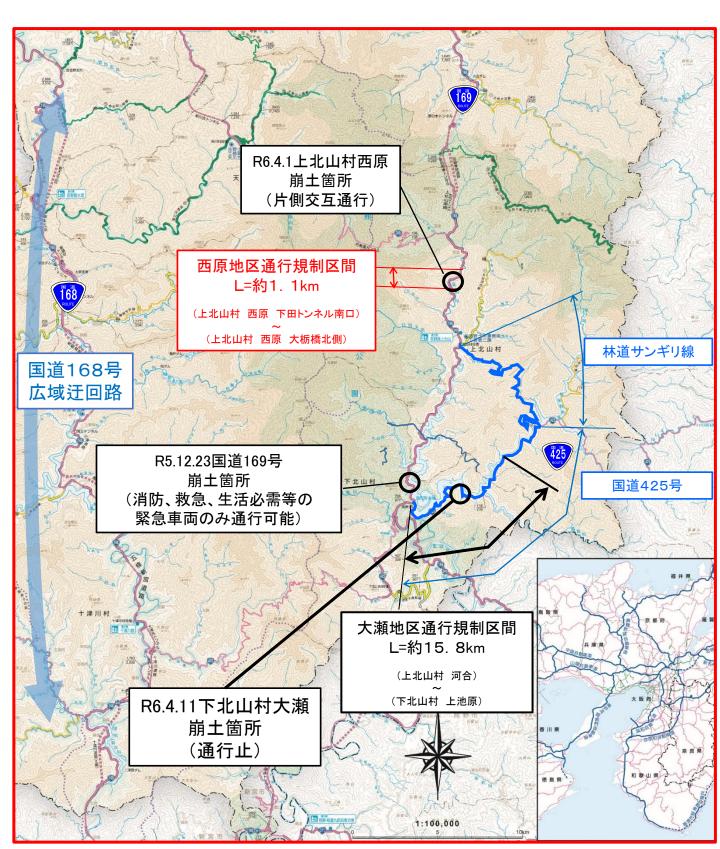
1 1 1

(本日より) 時間雨量 25mm 以上、連続雨量 70mm 以上

く参考>

通常時の基準:時間雨量 25mm 以上、連続雨量 110mm 以上

国道169号上北山村西原地内の崩土による通行止について (第8報)



「奈良県道路網図(R 3JHs 632)を転載」